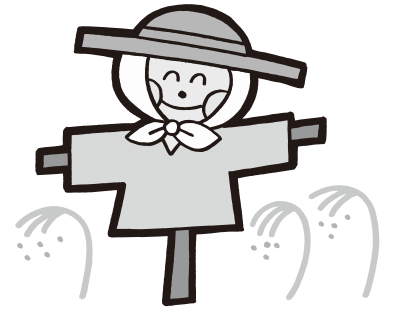


農業補助金制度



町では農業に係る経費に対して補助を行っています。

①奨励作物補助金

補助対象：農地で栽培する花木・果樹・うどなどの苗木20本以上を購入した経費

補助金額：購入金額の2分の1（限度額10万円）

必要な物：領収書、苗木写真、印鑑、振込先口座

②有害鳥獣防護柵等設置費補助金

補助対象：共同または個人で、農地に200㎡以上の柵などを設置した経費

補助金額：設置した経費の2分の1以内（限度額5万円）

必要な物：領収書、設置写真、印鑑、振込先口座



③有機農業推進費補助金

補助対象：個人で、自己用家畜ふん肥料を500kg以上購入した経費

補助金額：購入費の3分の1以内、（限度額3万円）

必要な物：領収書、印鑑、振込先口座

④遊休農地活用促進費補助金

補助対象：共同または個人で、500㎡以上の遊休農地を整備し、3年以上耕作する農業者

補助金額：遊休農地整備に係る経費の2分の1以内（限度額5万円）

必要な物：領収書、農作物栽培計画書、状況写真、印鑑、振込先口座

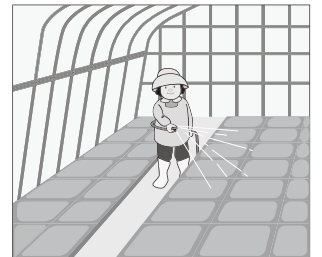
⑤農業用パイプハウス補助金

補助対象：共同または個人で、50㎡以上の農業用パイプハウスを設置した経費

※塩化ビニル製の被覆材は補助対象外

補助金額：資材経費の2分の1以内（限度額5万円）

必要な物：領収書、印鑑、振込先口座



問合せ 産業観光課農林振興担当

☎62-1462

社会を明るくする運動および 青少年の非行・被害防止強調月間(7月)

この運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

○愛の募金にご協力を

社会を明るくする運動の一環として非行防止と更生援助を目的とする「愛の募金運動」を実施します。

皆さんの温かいご協力をお願いします。

問合せ 健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233